

第1回 土岐市総合教育会議 議事録

1 開催日時・場所

平成28年6月20日（月）午前11時から
土岐市文化プラザ2階 特別会議室

2 次第

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 教育委員長あいさつ
4. 協議・調整事項
 - (1) 土岐市いじめ防止基本方針について
 - (2) これからの学校教育について（小学校の英語教育）
5. その他
6. 閉会

3 資料

- ・ 土岐市いじめ防止基本方針
- ・ グローバル化に対応した新たな英語教育の目標・内容等（案）

4 出席者

土岐市長	加藤 靖也
教育委員会	教育委員長 伊藤 知恵子
	教育委員 加藤 悟
	教育委員 齋木 寛治
	教育委員 安藤 浩市
	教育長 山田 恭正

（教育委員会事務局）

事務局長	小林 京子
教育次長兼学校教育課長	本多 直也
庶務課長	松原 裕一
学校教育課副主幹	塚本 修

（市長事務部局）

総務部長	加藤 淳司
総合政策課長	林 洋昭

総合政策課主幹兼課長補佐	辻ノ上辰彦
総合政策課政策統計係長	柴田 貴紀
総合政策課	水野 慎矢

5 傍聴者

なし

6 議事進行の記録

次ページ以降に記載

◆議事進行の記録

《開会 午前 11 時》

○司会（加藤総務部長）

定刻になりましたので、ただいまより平成 28 年度第 1 回土岐市総合教育会議を開催いたします。

教育委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、教育委員会会議に引き続きご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、土岐市総務部長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年度から土岐市総合教育会議が開催されておりまして、今年度第 1 回目の会議となります。運営要綱に従い会議を進めさせていただきます。傍聴者につきましては、今回はいらっしやらないようです。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

はじめに、加藤靖也市長よりごあいさついただきます。

○市長

皆さん、おはようございます。今年に入っての初めての総合教育会議です。ずっと眺めておりますと日本という国は、ものすごく法律をつくるのが好きな国であり、何でも法律をつくれば良いという感覚に違和感を覚える。個々の事象に対して対処するには法律で決めて、粛々と物事を進めることも大事であるが、それにより、やる仕事がどんどん増えてしまい、足かせになっているのも問題である。果たして総合教育会議が本当に必要かどうかは、疑問に感じている部分もある。国の法律で決まったのでやらざるを得ないが、教育委員会と市長部局が良好な関係であれば必要ではない訳であり、ただ、やるからにはある程度の形を残さないといけない。今一番良いと思っているのは、教育委員さんと身近に話す機会があまりなかったが、実際にこういった会議を通じていろいろと話をする機会が増えたので、距離が縮まったかなと感じている。今後も、課題が出てきたらこういう会議を通して市長部局と教育委員会の距離を縮めて、より良い教育のために頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○司会（加藤総務部長）

ありがとうございます。それでは、続きまして教育委員長の伊藤知恵子様からごあいさつをいただきます。

○伊藤教育委員長

あらためまして、おはようございます。市長さんとの間でいろんな行事の中でお会いしてお話することはあるんですが、教育に関してを主にお話しさせていただくことになると、なかなかそういう場がない。こういう会を積極的に利用させていただいて、日頃、教育

委員がそれぞれの立場で考えていることを行政の中でどう生かしていただけるかを知っていたいたり、我々委員がそれぞれ日頃思っていることを市長さんにぎくばらんに聞いていただいて、それが市政の中に反映していったら一番有難いと思っている。教育は、お金がかかるものではあるが、国の予算の中で何に一番お金をかけないといけないかというと、私は将来をつくっていく教育にこそ力を入れないと、次の土岐市が成り立たないと思う。私たちが後世に残すことができることは、より良い人材をつくっていくことである。教育には、一般の親も自分の食費を削ってでも子どもに教育を与えたいと思う親がたくさんいるように、我々もそういう気持ちで納税しているので、ぜひ教育にも力を入れていただきたいと思っている。今日は、いろいろな方面から市長さんとお話させていただけることを、委員皆が楽しみに参りましたので、ぜひ市長さんの意見をお伺いしながら、我々の意見も参考にさせていただけると有難いと思っているので、よろしくお願いいたします。

○司会（加藤総務部長）

ありがとうございます。

それでは、次第4「協議・調整事項」にうつります。

事前に市長事務局と教育委員会事務局で調整いたしました所、現時点において、児童、生徒等の生命や身体に被害が生じ、まさに被害が生じる恐れがあると見込まれる状況ではないという認識でございますので、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための施策について、次第にございますように、二つの案件について意見交換をしていただくことといたしました。

それでは、(1)「土岐市いじめ防止基本方針について」、教育委員会事務局から説明をお願いいたします。

○教育委員会事務局（塚本学校教育課副主幹）

それでは、これより少しお時間をいただきまして、「土岐市いじめ防止基本方針」について、簡単に説明をさせていただきます。詳細につきましては、冊子を準備させていただきますので、後程あらためてお読みいただければ幸いです。

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。これは大津市の中学2年生男子の自殺をきっかけとして、2度と悲劇を繰り返さないために、いじめを定義し、国・自治体・学校などの責務を明確化した法律です。これを受けまして、「土岐市いじめ防止基本方針」を策定し、具体的な行動を示した方針を明記しました。

いじめは児童生徒の心や体を傷つける重大な人権侵害行為ですが、目に見えにくい、人に相談しにくい、いつでもどこでも誰にでも起こりうるものである、などというような特質があります。

そして、いじめの定義としましては、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものであると捉えています。ここには、インターネットを通じて行われるものも含まれています。

そのようないじめを未然に防止するための施策として、土岐市や各学校が具体的に取り組むことをまとめました。いじめアンケートの実施、教育相談の充実、教員の資質向上、道徳や情報モラル教育の充実、児童生徒の心の醸成を図る支援、いじめ問題対策連絡協議会の設置などを行います。それでも、いじめは起こることがあります。その対応としまして、いじめ早期発見の窓口として、教育委員会や子ども相談センターなど、複数の相談窓口を設置しています。そして、いじめを把握した場合は、すぐに当該学校が対処します。いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるように必要な措置を講じ、いじめた側への指導も継続的にを行います。もちろん、全教育活動を通じて、自他の生命を大切にし、人とのつながりを大切に活動を進めます。いじめを認知した場合及び重大事態の疑いがある場合は、教育委員会に報告し対処します。

重大事態とは、次の疑いが認められる場合と捉えています。自殺を企図した場合、身体に重大な障がいを負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、相当期間の欠席を余儀なくされた場合、児童生徒や保護者から重大事態に至ったと申し出があった場合です。

重大事態発生の疑いがある場合は、まず、学校が「いじめ対策委員会」を主体として調査をします。その調査結果を教育委員会に報告します。教育委員会が、さらに調査が必要と判断した場合は、「土岐市いじめ問題調査委員会」を招集して調査をします。その結果を市長に報告します。市長が、さらに調査が必要と判断した場合は、第三者委員会として「土岐市いじめ問題再調査委員会」を招集して調査をします。その結果を市議会に報告し、市長及び教育委員会が必要な措置を講ずることとします。

今後も、土岐市のすべての児童生徒が、共に学び合い、安心して教育が受けられるよう、その努力をして参ります。

以上で、簡単ではございますが、「土岐市いじめ防止基本方針」についての説明を終わります。ありがとうございました。

○司会（加藤総務部長）

ありがとうございました。

ただいまは、いじめ問題に対する基本的な考え方、あるいは重層的な対策についての説明がございました。ただ、市議会等でも問題となっております現状のいじめの状況やそれに対する具体的な取り組みがございましたら、教育委員会から情報提供していただけますか。

○教育委員会事務局（本多教育次長）

いじめの状況ですが、平成27年度の問題行動調査というのを新年度に入って報告しておりますが、その数字でお答えさせていただきます。いじめを認知した件数ですが、小学校では41件、中学校では11件となっています。いずれの問題につきましても、解決または一定の解決が図られて継続的に指導しているということになっている。内容につきましては、小学校におきましては、「〇〇さんに嫌なことを言われた」とか、「〇〇さんがこんな事を言ってきた」というような、先の定義に従っていうと、私はいじめられたという訴えがあった。

それから中学校におきましては、特徴的なこととして、ネットを使ったいじめ、LINE 外しであるとか、「LINE で無視された」ということで、私はいじめられていると訴えてきたケースがある。ただ、今ほどの説明の後段にありましたような、暴力的であるとか、金品を奪い取るとか、精神的な疾患に発症していくというような重大事態につながるような事案はございません。具体的な取り組みにつきましては、先ほど心のアンケートという話があったように、小学校・中学校とも、毎月実施している学校もあれば2カ月に一度という学校もあるが、それぞれの学年の発達の段階に応じてアンケートを取っている。内容については、周りからいじめられたり差別されたことはありませんか？というような小学校でいうと直接的なことから、中学校でいうとカウンセラーに相談するようなことはありませんか？というような含みをもった聞き方をしながら対応している。

○司会（加藤総務部長）

ありがとうございました。

ただいま、教育次長より現状並びに取り組みについて説明をいただきました。前段の基本方針と合わせまして、何かご意見がございましたらよろしくお願いします。

○伊藤教育委員長

昨日の青少年の発表においても、高校生の子と中学生の子でいじめに関するテーマで発表がありました。中学生の子が、自分が辛いと思ったそのこと自体がいじめであるというふうに、その子ははっきりと言っていた。ですから、他の人から見たらいじめのつもりで言っていない言葉でも、本人にとってみれば非常に苦痛であるというふうに思われることなんかは、結構起きているんだなあということを昨日の発表を聞いて感じ、本当にいじめに遭った方がそういう発言をされていたので、そういう気持ちでおられるというのを実感することができた。そういうことからいくと、本人にとって重大な事態であるが、人から見た時には重大ではないというようなギャップがかなりいじめにはあると感じた。重大事態の定義が、先ほどのようにいろいろとありますが、そういう所にはまらなくても重大事態であるというふうに捉えなければならないことも多いのかなと昨日の発言を聞いて感じた。特に、大津の事件で何が問題であったかという、いじめた側がある程度力のある方であったこと。要するにPTAに通じているとか、教育委員会に通じているなど、それなりの力のあった方であったために、より事態が隠ぺいされていったということもあって、私もいろいろ処理した中で、いじめた側が学校の先生の子どもであったので、言っても学校側に揉み消される。いじめられている側としては、いくら言っても、駄目なんじゃないかという親としてもあきらめを持ってしまふといったこともあった。いじめは子どもの気持ちの中であれば、それをどうやって吐き出していただけるかという問題と、もう一つ、出てきた時にいじめた側がどんな立場の人であっても、やはり毅然とした態度で親も子も指導していかなければならないということを確認していないと重大な事に発展してしまうと認識していただけたらと思う。この基本方針は国が決めたのでつくらなくてはいけないので策定したが、このことだけに定型化されてしまつて、これに当てはまる、当てはまらないで、選り分けてしまうことが無いように、こ

れはあくまでも基本方針であって、これに当てはまらなければもうやらないといったことがないようにぜひお願いしたい。

○司会（加藤総務部長）

いじめをする側が有力者だった場合に揉み消さないかというニュートラルな立場で審議できるかという指摘もありましたが、その他に何かご意見はございませんか。

○市長

2点ほどあります。教育委員会が中心になってつくられた基本方針だと思うが、7ページの市長が調査するという記述について、ここまで書く必要があるのか。教育委員会の方針の中に、市長部局の行動パターンが入っていることに違和感を覚える。例えば、教育委員会と市長部局の共同の方針案にするのであれば良い。もう一点は、市長部局が調査結果を市議会へ報告するとあるが違和感を感じる。報告の必要はないと思う。もう一点必要なのは、どの情報をどの段階で公開するのかという記述がない。どのタイミングでどの部局が情報を公開していくのかを検討する余地があると思う。

○司会（加藤総務部長）

市長から6ページ、7ページ辺りの流れの中で、教育委員会で一義的に問題調査委員会で調査をされ、ある程度の方向性を出し、更に調査が必要な場合は市長部局に投げかけられているということであるが、再調査が必要な場合の想定イメージはどのようなか。

○教育委員会事務局（本多教育次長）

最初にプレゼンで説明させていただいた通り、重大事案として自殺を企図したとか、金品を盗られた川崎の事件などを想定しており、極めて重大な事案と捉えている。

○市長

資料の6ページ、7ページを見ると、さらに調査が必要とされた場合とあるが、例えば、学校で完結する部分は教育委員会への報告だけで完結しており、対策を講じるとなっていない。対策を講じるのは、市長と教育委員会となっており、途中では対策を講じなくて良いと取れてしまう。教育委員会で完結した場合は、市長へ報告して終わっている。最後まで来たものだけ市長と教育委員会が必要な措置を講じるというのは、流れ的におかしいと思う。どの段階で終わるにしても、「何らかの対策を講じる」で終わらないといけないのではないか。「教育委員会で対策を講じる」で終わるとか。先ほど私が言ったことは難しい問題ですので、共同で出すのか、ここは市長部局に任せるのか等、市長部局と打合せをして欲しい。

○山田教育長

このようにしてしまったのですが、市長の言われる通りである。市長と議会との関係部分について非常に違和感があるとのことであるが、いじめ防止対策法の条文そのままの内容で

踏み込んで策定し、伊藤先生のご助言もいただいて、整合性には問題ないということで、このようになっている。

○市長

逆に言えば、ここまで書くのであれば、教育委員会だけではなく、土岐市及び土岐市教育委員会の連名にして、対策防止方針を総合教育会議の中でつくったことにする方が良い。先ほど教育長が言われたように、法律の中に市議会へ報告という記述があるのか。

○山田教育長

条文が入っている。ただし、先ほど市長がおっしゃられたように報告のレベルの話や報道関係とリンクする部分もあるが、市議会へ報告するとなれば報道機関へ公開するのと同じである。

○教育委員会事務局（松原庶務課長）

記載がありあます。階層が3つになっており、学校、教育委員会、市長。それぞれ上位に報告し、良ければそこで止まるが、再調査必要となれば再調査を行って、また上位に報告することとなっている。

○市長

議会は最終報告者となっているのか。

○教育委員会事務局（松原庶務課長）

そうになっている。

○市長

議会の関与はどのように明記されているのか。

○教育委員会事務局（松原庶務課長）

そこまでは法律上は明記されていない。市長の報告先は議会となっている。

○市長

法律にかかれていることは法律に任せればよい。わざわざ方針に書く必要はない。情報提供について、一般に情報提供する中で、報告を兼ねていることにするのか、例えば、情報公開をいつするのかという問題であって、その時に市議会へ情報公開を一緒にすることもできる。いま一度、教育委員会と市長部局で検討をして欲しい。

○司会（加藤総務部長）

庶務課長が言われたように、3階層になっており、学校で対応しきれない場合に、教育委

員会で対応しきれない場合に市長部局と協議といったようなイメージで良いか。少し研究をさせていただく。

○山田教育長

補足ですが、教育委員会に報告とあるが、教育委員会事務局のレベルで学校と対応していつて解決できるものがほとんどである。教育委員会で協議しなければいけないようなレベルになってくると、また話が変わってくる。そのような階層があるということで整理したい。

○司会（加藤総務部長）

先ほどの小学校41件、中学校11件というのは、ほぼ学校から教育委員会事務局レベルで解決できているという認識で良いか。

○教育委員会事務局（本多教育次長）

その通りです。

○伊藤教育委員長

確かに市長が言われるように市議会への報告となるといじめの内容がものすごく重大事件の場合であり、かなり深刻な状態のものの中の、あまり知られたくないようなプライバシーにかなりかかわることの方がむしろたくさんあるだろう。それを議会という公開の場で、質問されて答えてしまうと大変まずいことも多々出てくるだろうと思う。川崎の事件にしても大津の事件にしてもそうだし、いろいろと難しい問題も出てくる。そうすると、ほんとに公の場に全部出していいのかという部分は結構ある。ただ、市長が最終的に責任者になっている規程があったので、こういう形になってしまう。やはり、そのところは、いじめる方、いじめられる方の両方にプライバシーがあるので、その配慮はきちんと入れた方が良くかもしれないと思った。

○市長

この基本方針は、各市町がつくらないといけないのか。

○教育委員会事務局（本多教育次長）

努力義務となっている。県の指導ではつくった方が良くとなっている。

○山田教育長

学校の基本方針は必置である。市の構えがあって学校がきちんと見直しができる。

○司会（加藤総務部長）

7ページのその他事項で、取り組みが実効的に機能しているかを検討し、状況に併せて必要な見直しを図ると書いてありますので、ただいまの意見を踏まえ、検討課題とさせていた

だく。この件について、他にご意見はよろしいでしょうか。

○伊藤教育委員長

先ほど市長が気にされたことは、逆に入れないなら入れない形にして、その他は国の法律に従って施行するというニュアンスにして書かない方法もある。

○司会（加藤総務部長）

プライバシー配慮の問題も含め、大きなテーマであると思う。

○市長

法律で教育委員会がやらなければならない所をきちんと謳えばいいのではないかという気がしないでもない。

○司会（加藤総務部長）

よろしいでしょうか。いじめ防止基本方針についてはここで閉じさせていただき、続きまして（２）これからの学校教育について、という非常に大きなテーマですが、特に小学校の英語教育の観点からご説明をお願いいたします。

○教育委員会事務局（本多教育次長）

それでは、１．グローバル化に対応した新たな英語教育の目標・内容等（案）という資料につきましては、平成２５年１２月１３日、文部科学省から出されたものである。グローバル化に対応できる人材育成が必要であり、ここにも書いてあるように、東京オリンピック・パラリンピックを見据えて新たな英語教育を展開していきたいという国を挙げての取り組みとなっている。具体的には赤で示してある通り、小学校の５・６年生で１時間やっている英語について、これを２時間程度、小学校中学年の３年生で新たに１時間ないし２時間、１時間が妥当であろうと落ち着いているようであるが、英語をやる。小学校５・６年生については教科型で、小学校３・４年生については活動型で進めていくことが示されている。中学校では、授業を英語で行うことを基本とし、と書いてあるが、すべてを英語というのはなかなか中学生の段階では厳しいので、半分程度は先生が英語で遣り取りすることを考えている。こういった中で、土岐市としても英語のカリキュラムをどうするかという辺りについては、校長会にも諮問をしながら、準備をしているところである。この資料の中にもいくつかコミュニケーション能力の育成という言葉が出てきます。やはり英語教育ですので、話せる英語が重要なポイントとなっている。そうした中、ネイティブスピーカーのＡＬＴの位置づけが、大変重要になってくると考えている。現在、ＡＬＴは、小学校の各学校に１０時間程度、中学校には２０時間程度を配置させていただいている。こうしたように、小学校に英語が入ってきた時にコマ数が必要となってきますので、今後、こうしたものについても充分検討していきたいと考えている。

市独自に小学校外国語講師派遣事業を行っているが、英語のファンドの方に謝礼を払いな

がボランティアで来ていただく取り組みをしているが、時間が限られているので、塾の先生で昼間に時間があるということで来てくださる方もある。学校教育については、時代とともに変わっていく。今回、英語教育が小学校の低学年や中学年に入ってくるというのは、大変大きな改革であると捉えている。その活動が充実するように、私たちも校長会とタイアップしながら、進めている所です。以上でございます。

○司会（加藤総務部長）

ありがとうございました。ただいま、英語教育に特化した形の目標であるとか、内容等についての説明がありました。これについて、何かご意見はございませんか。

○伊藤教育委員長

週に1コマから2コマ増やすということは、他の授業が減るということですよね。何を減らすのですか。

○教育委員会事務局（本多教育次長）

具体的には明言されていない。学習指導要領の大枠が出てきていないので、その中で示されるのではないかと、状況を見ているところである。授業で時間が取れなければ、朝の時間や帰りの時間に取りなさい、15分程度で英語の歌を歌いなさい、英語で朝のあいさつをしなさいというのも視野に入れているという情報を得ている。

○安藤教育委員

小学校から取り入れるという部分は、その中でやっていくんですけど、今は中学校の3年間で英語教育を学んでいる。小学校でどこまでの部分を学ばせるのか。小学校の英語に対して教材で教科書ができるのか、またプリントでの対応としても、小学校でどのレベルまで求めることに対して、どういったものの準備がなされていくのかが、さっきから話を聞いていても分からない。先ほどの話の中で、対応の仕方については、ALTの先生を一人増員させて対応していくと書いてあるが、果たしてそれだけで対応できるのか。道徳教育も小学校の段階で取り入れないさい、英語もやりなさいと、どんどん増える。先生方のやるが増えていつている。果たして時間が有効に取れるのか、その辺りが疑問に感じる。ですから、その点について、現時点で答えられる範囲で教えていただきたい。

○教育委員会事務局（本多教育次長）

学習の内容について、小学校5・6年生は、「Hi, friends（ハيفレンズ）」という、文部科学省が出している副読本的なもので行っている。内容を見ていただければ分かるが、文法はなくコミュニケーションが図れることを目的としている。先ほど話しました通り、内容的なことについては、現時点では詳しいことは出てきていないので、ここで申し上げられないが、恐らく3・4年生で1時間程度この辺りのものが下に降りてくる。5・6年生では、もう少し、読むこと、書くこと、話すこと、聞くことの内容が含まれてくるだろうと捉えている。

それから、学校が多忙となって先生が大変ではないかとのこと指摘ですが、国の方でも、英語については、専門の先生が行った方が良いのではないかなというような提言もされつつあるが、明確にきているわけではないため、今後動向を見ながら、私たちも研究しながら方向を検討していきたい。

○司会（加藤総務部長）

今の段階では明確な答えにならないかもしれませんが、伊藤委員や安藤委員が心配されているように、何が犠牲になってしまうのか等の問題もあるかと思います。そういう問題が出てきた段階での審議とさせていただくことでよろしいでしょうか。すぐに結論が出る問題ではございません。

○山田教育長

今、安藤委員が心配していただいたことが、現実的に学校現場で教員の今の力量の中で、本当にこの方針が完結していけるかというところかなり厳しいと思う。若い教員の採用試験ですとか、若い教員となってくる者のレベル的には、会話力のある先生が増えてくるだろうと思うが、現実的に30代、40代の教員が、小学校5・6年生の担任になって英語を使った教科としての教育ができるかという、私ははてなマークであると感じる。そういう状況の中で、教科書があるからできるといったようなレベルではないので、そういう部分としては教育環境を整えるという教育委員会の一つの構えから言うと、ALTの問題にしても、英会話が堪能な地域の方やボランティアの方等を活用しながら、そういう条件の中で英語教育を進めていけられるような条件整備はしていかないと追いついていけない。そう思うと、例えば大きな町では、どんどん事業化をする。片や違う町ではそうではないとなると格差が出てくる部分を土岐市としてどんな風に教育環境を整えていけると良いのかという一つの方向付けとして頭出しをさせていただいた。継続審議としていただけると有難い。

○司会（加藤総務部長）

カリキュラムの中に取り込んでやるという方法や、地域のボランティアの皆さんと社会教育の一環の中で取り組むこともあらうかと思う。今後の課題の中で、検討させていただく方向性を考えている。その他、説明のありました英語教育の問題で、ご意見はございますか。

○伊藤教育委員長

資料に書いてあるオリンピックといってもあと4年しかない。まだ、東京にいても身近に外国人がいっぱいいるような状況にない。小学校のうちに、もし、私たちが大人になって英語をしゃべる時が、いったいどれほどあったのか。または、英語がしゃべれなくてどれほど不便な思いをしたかという、実はあまりない。そうすると、周りに環境があるというのはすごく大事な事であり、例えば、小学校の子が、土岐市で国際的なフェスティバルがあって、そういう時に来てくれた外国人たちと一緒に話したりとか、目標をつくっていただくと、例えば、小学生の子がボランティアの方と一緒に回ったりとか、何か違う意味での目標があ

れば、英語を頑張ってやってみたいとか、こんな会話したいから何ていうのかな？という風に入っていけるのではないかな。ただ単に国がいったからやるというのでは、国の方針がどこに目標をもってこういうことを言っているのかというのはありますが、オリンピックでは近すぎて目標がなかなかできないが、逆に言うと、土岐市で国際的な行事を積極的に入れてもらえれば、そういう所にも子供たちが感覚的に英語をしゃべりたいなと思ってもらえるかもしれない。そうすると、英語教育という観点ではなく、土岐市が世界の中で茶碗の位置づけをするという発想を持っていくと、おもしろい方向にいけるかもしれない。そういう意味での新しい企画を土岐市が商工会議所の皆さんとつくってもらえるといいかもしれないと思う。

○司会（加藤総務部長）

焼き物イベントなどの取組の中で、外国人との触れ合いの場をつくるということだと思います。これは、当然検討していかなければならないという貴重なご提言であると思っている。他にございますか。

○山田教育長

今の委員長の話ですが、この間、核融合科学研究所の先生と雑談している中で、国際土岐コンファレンスに外国人がたくさん見えるので、その機会に子どもと科学者の方が接する機会ができないかという話をしたところ、おもしろいねと言ってくださった先生がいた。今、発想的に言うと、なかなか新しいものをつくることは難しいので、あるものの中で接点をどんなふうに活用していくのかということも、今後、いい方向ではないかと個人的に思う機会があった。その際には、総合政策課長さんよろしくお願いします。

○事務局（林総合政策課長）

残念ながら今年は国際土岐コンファレンスがありません。外国人の学者さんたちを案内するとか、おもてなしなどで使えるのかなと思う。

○司会（加藤総務部長）

それでは、小学校の英語教育というテーマについては、この辺で閉めさせていただく。その他ということで何かありますでしょうか。

○伊藤教育委員長

聞いても言いでしょうか。土岐紅陵高校の件で、県の方がいろいろと統合をしていかなければならないなど、いろいろな問題があるようですが、土岐市民としては、できることなら古い伝統のある土岐紅陵高校を残して欲しいという希望があるが、今現在、瑞浪高校も候補に挙がっていたり、あちこち、特に東濃地区が岐阜県全体で見た場合に統廃合したいという候補がたくさんある。市長としては、土岐紅陵高校について頑張って存続したいという気持ちなのか、県が言うなら仕方がないとお考えなのか、その辺りを教えていただきたい。

○市長

難しい問題である。客観的に見ると、例えば、土岐市がおかれている立場で考えると少子化で学生の人口が半分になったら、学校も半分にしていかないといけないかなと当然考えるべきであって、どこが残るか残らないのかというのは、どこでも残って欲しいし、難しい問題である。個人的には残して欲しいとの考えはあるが、それは流れにまかせるしか仕方がないとも思う。教育は大事なので、資源を投じていかなければならないが、効率性も求めていると重点的な配分はできません。薄く広くというよりは集中的にできる教育がよいと思う。まだ、先の話だと思っている。

○司会（加藤総務部長）

あり方については、県の方で瑞浪高校も含めた県下10校くらいが対象となっている。

○市長

どちらかというと瑞浪の方が深刻ではないか。募集しても人が集まらないようだ。

○山田教育長

瑞浪の方が深刻である。東の方が深刻である。

○司会（加藤総務部長）

今までも、高校のあり方については、市のレベルでは議論になっていなかったが、今少し県の方からも、そのような話を聞いているので、今後また必要に応じて議題とさせていただければと思っている。教育委員長さんから土岐紅陵高校の話が出ましたが、テーマと関係なくとも構わないので、何かご意見はございませんか。

それでは、事務局の方で、次回の総合教育会議についての説明をいたします。

○事務局

それでは次回の総合教育会議につきまして、ご連絡をさせていただきます。総合教育会議運営要綱では、原則として年2回開催するとしております。次回につきましては、10月頃の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。ただし、緊急性のある問題が発生した場合などにつきましては、早急な対応をし、随時開催することとなります。その際は、またご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

○司会（加藤総務部長）

今回は10月頃の開催ということでございます。事務局で協議をしながら議題を出していきたいと考えている。その他、ご意見などございませんか。

それでは、これもちまして、本日の会議は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

《閉会 午前11時50分》